

氏名	おかもとたかし 岡本隆司
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	文博第61号
学位授与の日付	平成8年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科東洋史学専攻
学位論文題目	清末洋関の起源

論文調査委員 (主査) 教授 永田英正 教授 礪波護 教授 夫馬進

論文内容の要旨

本論文は、中国近代の対外関係史の中で最も重要な制度の一つとして位置づけられてきた清代の海関である洋関の制度を取り上げ、清の対外貿易の開始から1858年に洋関が設立されるに至るまでの経過や海関の実態、並びに洋関の性格や清代洋関制度の有する歴史的意味について考察したものである。全体は序論のほか、4章で構成される。

序論では、まず中国近代史を理解する上での主要な図式として、アメリカの中国史研究に見られる「朝貢システム」「条約システム」という図式、また中国や日本の研究者が多く依拠する「半植民地」の図式が、史実の解明が進んだ今日では近代の事象を説明する上で必ずしも十分な図式ではなくなっていることを述べ、そして近年、上記図式を批判して盛んになってきた「朝貢貿易システム」の図式を批判的に踏まえながら洋関制度に焦点を合わせ、実証研究を行う本論文の目的を述べる。

第1章「清代西洋貿易の徴税機構」と第2章「清末粵海関の展開と広州洋関の設立」は、アヘン戦争以前の中国で唯一西洋にたいして開かれていた広東の海関における貿易と徴税の仕組を考察したものである。

清代の中国において、商人が従事する交易と、それにたいして官が行う徴税との関係は、業種によって形態は様々であっても、共通するのは公行(仲介業者の組合)が両者の間に立って取引と徴税とを一体化する方法であった。それが発達して制度化された典型が、西洋貿易における広東粵海関において1755年に始まる保商制度であった。すなわち貿易に従事した外洋行商人が広東の海関当局にたいして徴税の責任を負う制度である。従来、その貿易独占が強調されていた「公行」と呼ばれる組織は、徴税機能を維持するために外洋行商人を強化しようとした副次的な組織に過ぎなかったこと、したがって我々の目に独占と映る事象は、貿易取引とそれにたいする徴税が外洋行商人に一体化していた保商制度の構造に原因があることを、まず明かにする。

このような保商制度が形成され、強化された背景には、広東における西洋貿易の増大があった。すなわち18世紀の後半以降になると、西洋貿易は茶の買いつけを中心に飛躍的・量的拡大を見せるようになり、

また西洋側では三角貿易の形成に見られるような貿易の担い手の分化と再構成が促進され、その結果西洋貿易は、本来資本の乏しかった外洋行の許容量をはかるかに超える事態が現れてくる。そのために外洋行の倒産が相つぎ、外洋行の取引に一体化されていた広東海関の徴税機能は次第に機能しなくなっていく。このような趨勢はアヘン戦争の前後を通じて継続して見られ、西洋貿易にたいする取引と徴税の分化が進行し始めるという。

そして南京条約により、西洋貿易は、それまで外洋行の下に集約されていた機能のうち、内地に資金を投下して商品を集積し、そのための倉庫を所有し経営するという取引の主要な役割は外国商社に受け継がれ、商品の内地からの買い付けや売り捌きは、買辦に代表される中国商人が担うようになり（内地購買制度）、それにとまって徴税は、外洋行商人の下で実務を担当していた通事が当たることになった。しかしアロー号事件以後、組織的な密輸が増加し、治安が悪化すると、通事は次第に交易にかかわる事務の場から姿を消し、徴税の機能は停止状態に追い込まれつつあった。そこで清にとっても外国側にとっても求められる急務は、通事に代わる十分な警備機構と海関行政の設立であった。そして登場するのが、外国人税務司制度であり、洋関であったとする。

第3章「上海における外国人税務司制度の成立」と第4章「総税務司の設立と洋関の形成」は、清朝の対外貿易における徴税機構の制度的展開と、清朝官僚機構の制度面に視点を置き、上海の外国人税務司制度の成立から総税務司を長とする洋関への発展過程を考察する。

南京条約によって新たに開港された上海においても、西洋と貿易するに際しては、初め広東の保商制度に類似した特許商人による徴税請負と取引の独占が現われた。しかし間もなく崩壊し、代わってこれも広東で見られた外国商社と買辦による内地購買制度が行われた。1845年になり、上海江海関に西洋貿易を専門に扱う機構として江海新関が設立され、ここでは貨物の検査と課税額を定め、夷税（関税）は外国人商人が自ら海関銀行で支払うのを原則とした。ところが密輸や脱税は止まず、また太平天国軍によって占領された南京を奪回するために軍費を調達する必要が生じたため、徴税機構の見直しに迫られた。折しも1853年9月、上海小刀会の蜂起で江海関が襲撃されて機能を失うと、通商の無秩序状態をおそれた英国領事オルコックは、米国領事と共同して各国領事が自国商人に約束手形で夷税を納入させて通関を認める臨時の制度を開始した。さらに翌年6月には英米仏の三国領事は指名した自国人を司税に任命し、彼らを江海新関の既存の徴税機構の中で税務に当たらせることを提案した。当時、対策を欠いていた清朝は提案を受け入れて、ここに外国人税務司制度が発足した。確実な徴税と密輸や脱税をなくすためにつくられた外国人税務司制度は、多大の税収を確保することに成功したが、反面この制度は設立当初から存在論と廃止論が激しくたたかわされた。それは外国、清朝側を問わず、この制度と機能を如何に位置づけるかで利害が対立したことによる。しかし外国商人にとって上海は貿易の中心であり、また清朝にとっても上海の貿易で徴収する夷税は軍費として重要な財源であったために、外国人税務司制度は上海以外の条約港でも一律に導入することが定められた。そこで浮上したのが、清朝においてこの外国人税務司制度を、既存の官僚機構と如何に矛盾なく導入するかという問題であった。この解決策として清朝は、司税の人事権を握る総税務司を条約港の統轄者である欽差大臣の幕友の資格で置くことにした。かくして清朝は総税務司を掌握することにより、各港の税務司のみならず海関（洋関）に関係する全外国人を統轄するシステムを完成

するに至った(1858)。そして1861年、北京に総理各国事務衙門(総理衙門)が設立されると、総稅務司は顧問ないし幕友として総理衙門に直屬し、中国の官僚機構の中で外交や内政に責任を負うことになる。一方、総稅務司が統轄する海關は、今や賠償金弁済の財源となった夷稅の徵收機關となり、また夷稅は最初は地方財政に屬したが、アロー戦争以後は洋稅と名称を変えて中央政府の掌握する稅収に移され、全條約港の洋關は洋稅徵收機關として確立し定着することになる。したがって洋關は、かつて広東の保商制度のもとで外洋行に一体化されていた取引と徵稅の機能が分化して生まれた徵稅の一形態であり、中国の体制を質的に変えるものではなかったと結論する。

なお巻末に、「中国の対英輸入」「粵海關稅収と條約港海關における夷稅收入報告額」等の図表9点を付載して参考に供している。

論文審査の結果の要旨

アヘン戦争前後における中国と西洋との關係史は世界的な研究関心を呼び、早くから実証的な研究のみならず理論化の努力も払われ、時代相全体を表わす図式が構築されてきた。それは例えば「朝貢システム」「條約システム」であり、また「半植民地」である。これを清代貿易体制の変遷過程、すなわちフェアバンクの所謂「広東システム」から1858年の洋關設立に至るまでの過程について言えば、「條約システム」の図式では、「広東システム」を西洋の近代的自由貿易体制の対極の体制すなわち「朝貢システム」の一つとして捉え、南京條約によってこの体制は崩壊し、洋關の成立により改善に向かって大きく前進したと見る。一方「半植民地」の図式では、「広東システム」を中国の伝統的封建体制として捉え、南京條約で体制は崩壊するが洋關の成立で海關の実権は列強に奪われ、中国の半植民地化が進行したと見る。両者の視角や見解には大きな相違があるものの、いずれも南京條約という外国からの衝撃が中国の貿易体制を轉換させ、洋關はその一つの現れであったと見る点では同じである。これにたいして論者は、南京條約という衝撃は認めながらも従来の研究では十分に考慮されていなかったところの中国固有の官僚機構や権力構造、更には中国の利害の側面にスポットを当て、その結果、南京條約による衝撃が貿易形態や關稅制度を根本的に変えるまでには長い時間を要したこと、言い換えれば洋關の設立の頃はまだ中国の体制を本質的に轉換させるには至らなかったことを明らかにして、通説を批判した。本論文の有する価値は、まずこの点にある。

論者は本論文の中で多くの新知見を呈示しているが、中でも注目される成果の第一は、広東で「公行」と総稱されてきた商人たちの活動や組織に検討を加え、その実体を具体的に明らかにしたことである。論者は、まず「公行」は通説で言われるような永続的な独占組織では決してなかった事実を明らかにした上で、「公行」の独占面よりも重要なのは、貿易を担当した外洋行商人が広東の海關当局に負ったところの徵稅の責任であり、それを制度化した保商制度であったとする。そして従来から通説でその貿易独占が強調された「公行」というのは、清朝が保商制度による徵稅機能を維持するため、外洋行商人の権限を強化しようとした副次的な組織に過ぎず、したがって「公行」すなわち独占と映るのは、貿易と徵稅が「公行」と総稱される外洋行商人の活動や組織に一体化されていたからであるとした。史料を駆使して詳細に論じた論者の指摘は説得力があり、今後「公行」ひいては「広東システム」の理解に修正を迫るものであ

ることは疑いない。

成果の第二は、南京条約によって新しく開港した上海の貿易を分析し、併せて洋関の前身である外国人税務司制度のもつ制度上の機能を明らかにしたことである。論者はまず開港当初の上海においても、特許商人に取引の独占を認めて夷税（関税）の徴収に責任を負わせる、かつての広東で見られた外洋行的徴税方式が実施されていたこと、また多数の広東人が上海の貿易取引に参加していた事実を指摘する。このことは、場所が変わっても保商制度という伝統的なものが生きつづけていることを如実に示すものである。また貿易の先進地広東の商人（買辦）の活躍の様子や、広東に代わって西洋貿易の中心として発展しつつある上海の様子を彷彿させて興味ぶかいが、論者によれば広東人の上海進出は、ひとり商人（買辦）のみならず海関の吏の中にも多数見られることを明らかにする。そして彼ら広東出身の商人（買辦）と吏は賄賂で繋がり、それが上海の密輸や脱税の温床になったとする。上海で始まる外国人税務司制度は、一方でこのような外洋行的徴税方式が実施不能に陥り、他方で軍費を賄うために夷税の徴収が必須となってきたとき、有効な徴税手段を如何に確保するかという一点にかかって考案された制度にほかならず、しかもそれは江海新関の設立によって既に形成されていた清の夷税徴収機構の一部として機能したに過ぎないとした。外国人税務司制度を以て外国の関税行政権の奪取と見る従来の通説にたいして、この制度の有する機能を清の制度の中に位置づけて具体的に明らかにしたのも、本論文の功績である。

論者は、漢文、欧文の史料を博搜したばかりでなく、同一史料が複数の異なる文献に収められている場合は、比較してもとのテキストに最も近いものを利用するという態度で研究に精密を期している。本論文は、このような努力と相まって清代の対外貿易研究に新しい地平を切り開く研究として評価することができる。しかし問題がないわけではない。例えば論者は、南京条約締結以後の徴税の方式や貿易の形態を「広東システムの再編」であるとするフェアバンクらの見解を批判する。たしかに徴税の方式や貿易の形態がアヘン戦争前と殆ど変わらなかったことは、本論文が従来よりも詳細に跡づけたところであるが、その実質においては必ずしも先行研究を批判できているとは言えない。また従来の研究では、論者が本論文で「洋関」と呼ぶものも「海関」の一つであると位置づけ、一般には「海関」と呼んできた。本論文で論者が「洋関」という呼称を用いたのは、「洋関」の歴史的な性格をより鮮明にするものではあるが、従来の一般的な呼称を変えるに当たっては、更に積極的な論拠を提示すべきであった。また論者は一方では「広東システム」から「条約システム」へというフェアバンクらの視角を批判し、一方で近年盛んな「朝貢貿易システム」論を批判するが、両者を同時に批判するために、かえって論者の立論を不鮮明にしているという憾がある。しかしこれらは全て論者の今後の課題として期待できる事からである。

以上、審査したところにより、本論文は、博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、平成8年2月22日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事からについて口頭試問を行った結果、合格と認めた。